

## 富山市の軽貨物車ドライバー告発、不法無線開設で

Edited By LogisticsToday On 2016/10/19

---

北陸総合通信局は18日、富山県富山中央警察署と共同で、不法無線局の取り締まりを行い、1人を電波法違反容疑で告発したと発表した。

摘発されたのは富山市在住の男性（51）で、電波法に違反して軽貨物車に不法アマチュア無線を開設していた。電波法では、不法無線局の開設に対する罰則として「1年以下の懲役又は百万円以下の罰金」と定められている。

アマチュア無線は、無線従事者の資格と無線局の免許の両方が必要で、市販のアマチュア無線機を改造して使用すると、鉄道などの公共性の高い重要無線通信に妨害を与えることがある。

---

Article printed from Logistics Today | 国内最大の物流ニュースサイト : <http://www.logi-today.com>

URL to article : <http://www.logi-today.com/259945>

Copyright © 2020 Logistics Today | 国内最大の物流ニュースサイト. All rights reserved.